

● オリコフロントインシュア保証サービスご利用までの流れ ●

- オリコフロントインシュア保証サービスのお申込み・審査が必要となります。
- 連帯保証人様が必要となります。（原則、法人の代表者様）
- 契約時に、初回保証料として、総家賃の50%が保証委託料として必要となります。（最低保証料：20,000円）
- 月額保証料として賃料等とは別に総家賃の1%を毎月賃料等と合算でお支払いいただきます。

【お申込の受信】

**ご記入頂いた申込書類等は、JPEG等の画像データ（PDFは不可）に変換して頂き、
下記それぞれの該当するエリアのメールアドレスまで送信下さい。※FAX不可**

メール送信後、到着確認のお電話を頂いた時点で正式な申込とさせていただきますので、予めご了承下さい。
また、申込書類等に不備・不足がありますと、申込としてお受けができません。併せてご確認をお願いします。

【審査時の必要書類】 不足・不備がありますと、お申込の受付をお断りする場合がございます。予めご了承ください。

- 保証委託及び立替払委託申込書（法人用）
- 保証委託及び立替払委託契約 お申込時の確認・同意書
- 会社謄本（3ヶ月以内）
- 連帯保証人・入居者の身分証明書
 - ※マイナンバーカード裏面のお預かりはできません。
 - ※住基カードは不可です。
- 入居者データ入力票
- 当社の個人情報の取扱いについて

その他書類

- 先行及び原状回復前賃貸借契約（申込）に関する確認書（該当物件のみ）
- 【新築物件】先行賃貸借契約（申込）に関する確認書（該当物件のみ）
- 一般媒介申込書（仲介業者様にてご記入ください）

※その他、適宜審査会社から書類提出の要請がある場合がございます。予めご了承ください。

【ご契約時にご用意いただくもの】

- 住民票（入居者）
- 印鑑証明書（連帯保証人）
- 車検証の写し（駐車場をご契約の場合）
- 銀行届出印（口座振替の場合）

**※ ご契約時に、必要書類に不備や契約書等の記入漏れ・印鑑漏れ等がある場合、
鍵のお渡しはできませんので、予めご了承下さい。**

【各エリア問合せ先】

エリア	電話番号	メールアドレス	
本社	東京23区	03-5908-2270	keiyaku_area1@kinoshita-group.co.jp
	多摩エリア	03-5908-1733	keiyaku_area2@kinoshita-group.co.jp
	埼玉エリア	03-5908-2251	keiyaku_area3@kinoshita-group.co.jp
	千葉エリア	03-5908-2253	keiyaku_area2@kinoshita-group.co.jp
横浜営業所	045-594-9562	keiyaku_yokohama@kinoshita-group.co.jp	
名古屋営業所	052-265-8305	keiyaku_nagoya@kinoshita-group.co.jp	
大阪営業所	06-6310-9199	keiyaku_oosaka@kinoshita-group.co.jp	

保証委託契約

買渡人（以下「**乙**」）と株式会社オコフフロントインシア（以下「**丙**」）とは、買渡人（以下「**甲**」）との間で締結された、表面記載の買渡物件（以下「**本物件**」）という**の賃借契約**（以下「**原契約**」）に関し、次のとおり**保証委託契約**（以下「**本契約**」）とす。

第1条（保証委託契約）

乙は、丙に対して、第3条①各号記載の金銭の支払債務に関し、次条以下に定める内容に従い、連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受諾した。

第2条（保証委託契約）

①乙は、丙に対し、保証委託料として、表面記載の初回保証委託料を本契約締結時に支払うものとす。

②乙は、丙に対し、第10条所定の保証期間中、本契約締結以後毎月、表面記載の月額請求支払額のうち①乙の保証委託料として支払うものとし、原契約の履行期が満了の日の場合も、月額請求額をなく月額請求額合計1%を請求するものとする。なお、本契約締結後において賃料等が増減した場合は、これに応じて当該保証委託料の増減も行うものとする。

③原契約が期間満了時に終了した場合、又は第3条①に定める賃料等が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は、本条①及び②により支払った保証委託料の返還を丙に請求できないものとする。

第3条（保証の範囲）

①丙は、甲に対し、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の支払債務（但し、乙が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた金銭の支払債務を除く。）と、乙と連帯して保証する。但し、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の収入額、勤務先及び入居者等別個「保証委託及び立替払申込書」に記載された自らの定める重要事項について虚偽の申告を行った場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸保証契約所定の賃料及び立替払車庫料金の他毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表面記載の会費（以下「**賃料等**」）というの潜分が

■水道利用料及びガス使用料等（以下「**変動費**」）と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費も含むものとする。

■更新料

■原状回復費用（但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に公表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（改訂があった場合は、改訂後のものを含む。）に準拠して、乙が負担する）が合理的であると丙が判断した範囲に限る。以下同じ。

■原契約が解除された場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金（明渡月については、明渡しまでの日割に賃料等に相当する損害金に限る。）

■賃料等の潜分を理由とする甲乙間の明渡請求訴訟において裁判所により乙の負担として認められた訴訟費用及び強制執行費用のうち、甲が丙の承諾を得て支出した費用（以下「**法的手續費用**」）という）

②本契約に基づき丙が保証する金額及び甲との間の立替払委託契約（以下「**本立替払委託契約**」）に基づき丙が立替払を行う金額の総額は、本契約及び本立替払委託契約締結時家賃の24ヶ月分に相当する金額と上限とする。

③丙は、次の各号に定める債務については、保証しない。

■退去予告通知義務違反の場合における違約金等

■早期解約による違約金等

■戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害

■火災、ガス爆発、建物の軀体に関連する水漏れ、自殺行為、犯罪行為、心神喪失行為その他通常の使用を逸脱した行為によって生じた損害

■その他本条①に含まれない債務

第4条（保証委託及び立替払委託並びに原契約の変更等の届出）

本契約締結後、別個「保証委託及び立替払申込書」並びに保証委託の記載内容に変更が生じたとき、又は、原契約の終了が決定したときは、乙は、丙に対し、遅やかその旨を含む変更の内容を届出しなければならない。

第5条（保証債務の履行）

①丙は、乙に対する何らの通知なくして甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下「**管理会社**」）という）に対して保証債務の履行としての支払い及び、次項に基づき乙に求償することができる。なお、丙は、本立替払委託契約に基づき丙が立替払すべき賃料等の潜分にかかる支払債務を、乙の丙に対する次項①に定める返還債務の一部として取り扱うことができる。

②丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し、次の各号に定める金額を直ちに償還しなければならない。

■丙の甲に対する保証債務の履行額

■丙の甲に対する保証債務の履行のための費用

■丙の乙に対する返還請求の強制執行費用のうち、甲が丙の承諾を得て支出した費用

③乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことによる正当な事由がある場合、乙は、丙に対し、当該債務の履行期前日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければならない。

④乙が丙に対して償還すべき金額の支払を遅滞したときは、乙は、丙に対し、その遅滞の日に支払済み額に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

⑤甲が原契約を解除した本物件の明渡しを受けるために必要であると、丙が判断した場合は、丙

は、一定期間、保証債務の履行を停止することができる。

⑥乙は、丙の甲から賃料等の取代收代事務（以下「**取代收代**」）という）の委託を受けたことを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行うものとし、当該支払いを拒むことができないとする。但し、甲と丙との特約により丙が取代收代を行わない賃料等、並びに乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、取代收代の対象に含まれず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

第6条（特約）

①乙は、法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとする。

■乙において賃料等の潜分が生じたとき、乙に対し、電報、電話、訪問、文書の掲示・差し置き、郵便による通知等相当の手段により乙と丙を行う上管轄を行うこと

■乙の右各号を確する必要があるとき、その他緊要と認るときは、本物件の合鍵を甲から借り受け本物件を立ち回らること

■乙があらかじめ指した緊急連絡先以外の関係者へ連絡すること

■乙が本物件の占有を頼った上階層に居住する場合は、本契約の利用規約、郵便物の状況等があり、乙が本物件の占有を頼った上階層を頼らず、本契約の締結後、郵便物の状況等があるためとなす

■丙の他の借主を頼らず、本契約が終了した場合、丙は、乙の退去手続きに立ち会うことができる。

第7条（動産担保の提供、処分等）

①原契約が終了した本物件の明渡しが成立した場合、丙は、本物件に残置された動産類を梱出、運搬及び保管することができる。

②前項に基づき動産類を保管する場合の保管期間は7ヶ月とする。この期間内に乙が丙の保管する動産類を引き取らないときは、乙が当該動産類を放棄したものとみなし、丙は当該動産類を処分することができる。

③丙による動産類の梱出、運搬、保管及び処分に関する一切の費用は、乙が負担するものとし、乙は、乙が引渡し遅やか当該費用を支払うものとする。

第8条（再保証）

丙は、本契約に基づき、委託を受けた事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第9条（差止担保）

①乙は、本契約に基づき丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権を丙に譲り渡し、丙はこれを譲り受けたい。

②乙は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第10条（保証期間）

①本契約に基づき丙が委託を受ける保証期間は、本契約締結の日から、本物件の明渡しまでとする。但し、甲乙丙の三者の合意が成立した場合はこの限りではない。

②前項にもかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合はこの限りではない。

■本物件の用途が変更された場合

■乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合

■原契約に基づき賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合

■本物件の号室に変更があった場合

第11条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約の場合において、原契約が期間満了により終了し、甲乙間で再契約が締結されたときは、本契約は終了せず再契約についてもその効力も有し、乙は丙に対し、第2条②の保証委託料を支払うものとする。

第12条（保証委託契約の変更）

乙は、原契約の変更にともない本契約内容に変更が生じる場合には丙の書面による事前の承諾を得ずともなし、丙の承諾を得ずとも、丙の本契約内容を変更するものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

①乙及び丙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己（乙については入居者を含む。）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員であったことか5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等類似グループ又は特殊能力集団その他これらに準ずる者（以下、これらを「**暴力団員等**」）という）に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証する。

■暴力団員等が経営を支配していると認められる関係者有すること

■自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係者有すること

■暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係者有すること

■役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②乙及び丙は、自ら（乙については入居者を含む。）又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

■暴力的な要求行為

■法的な責任を超えた不当な要求行為

賃貸保証契約

買渡人（以下「**甲**」）と株式会社オコフフロントインシア（以下「**丙**」）とは、買渡人（以下「**乙**」）というとの間で締結された、表面記載の買渡物件（以下「**本物件**」）という**の賃借契約**（以下「**原契約**」）に関し、次のとおり**賃貸保証契約**（以下「**本契約**」）とす。

第1条（保証契約の範囲）

①丙は、甲に対し、保証契約に基づき乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の支払債務（但し、乙と連帯して保証することを約し、また丙はこれを承諾した。但し、乙が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた金銭の支払債務を除く。）と、乙と連帯して保証する。但し、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の収入額、勤務先及び入居者等別個「保証委託及び立替払申込書」に記載された自らの定める重要事項について虚偽の申告を行った場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸保証契約所定の賃料及び立替払車庫料金の他毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表面記載の会費（以下「**賃料等**」）というの潜分が

■水道利用料及びガス使用料等（以下、「**変動費**」）と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費も含むものとする。

■更新料

■原状回復費用（但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に公表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（改訂があった場合は、改訂後のものを含む。以下「**ガイドライン**」）に準拠して、乙が負担する）が合理的であると丙が判断した範囲に限る。以下同じ。

■原契約が解除された場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金（明渡月については、明渡しまでの日割に賃料等に相当する損害金に限る。以下「**賃料等相当損害金**」）という）

■賃料等の潜分を理由とする甲乙間の明渡請求訴訟において裁判所により乙の負担として認められた訴訟費用及び強制執行費用のうち、甲が丙の承諾を得て支出した費用（以下「**法的手續費用**」）という）

②丙の乙の立替払を行う金額及び保証する金額の総額は、本契約締結時家賃の24ヶ月分に相当する金額と上限とする。

③丙は、次の各号に定める債務については、保証しない。

■退去予告通知義務違反の場合における違約金等

■早期解約による違約金等

■戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害

■火災、ガス爆発、建物の軀体に関連する水漏れ、自殺行為、犯罪行為、心神喪失行為その他通常の使用を逸脱した行為によって生じた損害

■その他本条①に含まれない債務

④丙は、原契約に居住の用途で使用して支払うべき賃料等（但し、乙が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた賃料等）を乙が甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下「**管理会社**」）という）に対して支払う（以下「**立替払**」）ものとする。立替払における具体的な支払方法は時期については、別途甲丙間で協議の上定めるものとする。なお、甲は、丙の立替払の対象となる賃料等について、乙に対して直接請求する場合、事前に丙の承諾を得るものとする。

⑤甲は、丙に対して、賃料等の取代收代事務（以下「**取代收代**」）という）を委託するものとし、丙はこれを承諾する。但し、乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、取代收代の対象に含まれず、甲は、集金のために最善を尽くすものとし、甲は乙ら直接支払を受けるものとする。丙は、取代收代の受委託者の地位につき、甲又は管理会社に対して、取代收代を行うことと集金した賃料等を支払うものとする。その他取代收代における具体的な支払方法や時期については、別途甲丙間で協議の上定めるものとする。なお、甲は、丙が集金しなければならない乙による支払債務の滞りが生じた場合、丙は、余の潜分が完済する日又は本物件の明渡しが完了する日がいずれも早い日までの間、甲又は管理会社に連絡の上、立替払債権及び保証債務の一部又は一部を履行を一時的にすることができる。なお、甲は、丙による立替払債権及び保証債務の履行の一時的履行、乙ら直接賃料等の支払いを受けた場合は、丙に対して直ちにその旨を通知しなければならない。

⑥前項に基づき立替払債権及び保証債務の履行の一時的履行、甲は、丙からの承諾があった場合、遅やか原契約を解除する旨の通知を乙に対して行うとともに、建明費用の滞りによる訴訟提起及び丙に付随する一切の行為に関し、丙の指定する弁護士を代理人として委任する旨の委任状を丙に交付するものとする。なお、弁護士費用については、丙の負担とする（但し、丙の指定する弁護士の場合に限る。）

第2条（甲の特約）

①甲と丙との特約により丙が立替払及び取代收代を行わない賃料等について潜分が生じた場合、甲は、当該賃料等の支払日の属する月の翌月10日までに、丙への旨を通知しなければならない。

②乙による賃料等の滞りが発生して3ヶ月分に達した場合、丙は、余の潜分が完済する日又は本物件の明渡し完了する日がいずれも早い日までの間、甲又は管理会社に連絡の上、立替払債権及び保証債務の一部又は一部を履行を一時的にすることができる。なお、甲は、丙による立替払債権及び保証債務の履行の一時的履行、乙ら直接賃料等の支払いを受けた場合は、丙に対して直ちにその旨を通知しなければならない。

③前項に基づき立替払債権及び保証債務の履行の一時的履行、甲は、丙からの承諾があった場合、遅やか原契約を解除する旨の通知を乙に対して行うとともに、建明費用の滞りによる訴訟提起及び丙に付随する一切の行為に関し、丙の指定する弁護士を代理人として委任する旨の委任状を丙に交付するものとする。なお、弁護士費用については、丙の負担とする（但し、丙の指定する弁護士の場合に限る。）

④更新料及び原状回復費用について、第1条⑤但書の規定に従い甲が最善を尽くしたにもかかわらず乙ら弁済を受けられない場合、甲は、更新料については原契約の更新前日から、また、原状回復費用については、本物件の明渡しの日から、それぞれ2ヶ月を経過した日から3ヶ月以内に、丙に対して当該潜分を請求するものとする。なお、請求にあたっては、甲は、丙の指定する方法に従って、丙の指定する様式の書面を提出するものとする。

⑤変動費が発生した場合は、甲は、遅やか丙に対し丙の指定する様式の書面又は電磁的記録の譲渡を承諾し、これを請求するものとする。

⑥丙が立替払債務又は保証債務の履行、乙に立替払を行使する場合、甲は、丙に対し、原契約の賃料等、重要事項説明書等債権の行使に必要な書類の提示その他の必要な書類を行うものとする。

⑦甲が立替払債務又は保証債務の履行後、乙丙間で求償金に関する争いが生じた場合、裁判にて認定された乙の保証債務の金額について、甲は丙に対して返還しない義務を負わないものとする。

⑧各号事項に該当し、甲は、丙の立替払債権及び保証債務の払込を防止するものとし、丙の要請に従って合理的な取組を行うものとする。

第3条（免責事項）

第1条の定めにかかわらず、次の各号に定めるいずれかの事由がある場合、丙は、当該各号に定める範囲で立替払債務及び保証債務の履行の責を負わないものとする。

■甲が、丙に対する第2条②の潜分を合理的な意図なくしたとき

■甲が、第2条②に定める義務の全部又は一部を、丙による要請が51ヶ月以内に履行しなかったとき

■この場合、丙は、丙による要請から1ヶ月を経過した日以後に生るべき立替払債務及び保証債務について履行の責を負わない。但し、丙が、第2条②に基づき履行を一時的履行した場合はこの限りではない。

■甲が、第2条①に定める義務を怠らなかったとき

■この場合、丙は、集金のために最善を尽くしたと認められない保証債務、又は、所定の期間内に丙に対し請求がなわれた保証債務について、履行の責を負わない。

■甲が、第2条①に定める変動費の請求を、遅やか行わなかったとき

■この場合、丙は、当該請求を行わなかった変動費にかかる立替払債務及び保証債務について履行の責を負わない。

■甲が、丙の要請にもかかわらず、第2条②の協力を行わなかったとき

■この場合、丙は、かかる協力が行われなかったことにより拡大した立替払債務及び保証債務全部について履行の責を負わない。

■本契約締結に際し、甲又は乙が丙に対して、立替払及び保証の可否の判断に影響を与えうる事実について虚偽の通知をし、又はほかの事実を表明しなかったとき

■この場合、丙は、本契約に基づく立替払債務及び保証債務全部について履行の責を負わない。但し、虚偽の通知等につき、甲に破滅・過失がある場合はこの限りではない。

第4条（保証期間）

①本契約に基づき丙が負担する保証期間は、本契約締結の日から本物件の明渡しまでとする。但し、甲乙丙の三者の合意が成立した場合はこの限りではない。

②甲及び乙が原契約を更新する場合（自動更新を含む。）には、本契約もその効力を継続するものとする。

③前各項にかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する立替払及び保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合はこの限りではない。

■本物件の用途が変更された場合

■乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合

■原契約に基づき賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合

■本物件の号室に変更があった場合

第5条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約の場合において、原契約が期間満了により終了し、甲乙間で再契約が締結されたときは、本契約は終了せず再契約についてもその効力も有するものとする。

第6条（保証債務の履行時期）

丙の甲に対する保証債務の支払時期は、次の各号の債務に際して当該各号の時期とする。但し、第2条②に基づき履行を一時的にした立替払債権及び保証債務の支払時期は、余の潜分が完済された日又は本物件の明渡し完了した日のいずれか早い日の属する月の翌月における丙の指定する日とする。

■賃料等及び賃料等相当損害金については、取代收代を行う月における丙の指定する日

■第2条②の立替払債権及び取代收代を行わない賃料等及び賃料等相当損害金については、当該賃料等及び賃料等相当損害金の支払日の属する月の翌月における丙の指定する日

■更新料については、丙が甲から第2条②に基づき請求を受けた日の属する月の翌月又は翌々月における丙の指定する日

■原状回復費用については、丙が甲ら第2条②に基づき請求を受け、第1条①ivのガイドラインに準拠して丙が原状回復費用を確定させた日の属する月の翌月における丙の指定する日

■法的手續費用については、支払債務の発生時

第7条（差止担保の承諾）

①甲は、乙丙間の保証委託契約及び立替払委託契約に基づき丙の乙に対する債権を担保するため、

■取引に關して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

■風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

■その他各号に準ずる行為

②本契約に定める者又はその役員が、①の表明保証に關して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは①各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合甲乙丙間の権利義務関係は、次の各号に定められたとおりとする。

■甲の場合

■乙は、原契約の定めにかかわらず乙ら原契約を解除されることがについて異議なく承諾する。丙は、何らの報告を要せずして、本契約を解除することができる。

■乙（入居者を含む）の場合

■乙は、原契約の定めにかかわらず乙ら原契約を解除されることがについて異議なく承諾する。丙は、本物件の明渡し完了する日までに関し生じる取代收代及び保証債務の履行を停止することができる。また、何らの報告を要せずして、本契約を解除することができる。

■丙の場合

■乙は、何らの報告を要せずして、本契約を解除することができる。

③乙及び丙は、前項の規定の適用により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第14条（個人情報等の取り扱に関する同意）

乙は、丙による個人情報等の取り扱いについて、別添「個人情報の取り扱いに関する事項」に同意するものとする。

第15条（協議事項）

本契約に定めるい事項については、乙及び丙は、関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議の上処理するものとする。

第16条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、法令に定める管轄裁判所のほか、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第17条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

立替払委託契約

賃借人（以下「**乙**」）と株式会社オコフフロントインシア（以下「**丙**」）とは、賃借人（以下「**甲**」）との間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「**本物件**」）という**の賃借契約**（以下「**原契約**」）に関し、次のとおり**立替払委託契約**（以下「**本契約**」）とす。

第1条（立替払委託契約）

①乙は、丙に対し、原契約に基づき乙が甲に対して支払うべき家賃、管理費、共費及び駐車場料金その他毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表面記載の会費（以下「**賃料等**」）という。但し、乙が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた賃料等に限る）を丙が乙に代わって甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下「**管理会社**」）という）に対して支払うこと（以下「**立替払**」）を委託し、丙はこれを受諾した。なお、乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、立替払の対象に含まれず、乙が甲に対して直接支払うものとする。

②原契約の定めにかかわらず、乙は、立替払の対象となる賃料等を、丙の指定する支払方法及び支払私日に従い、丙に対し毎月一括して支払うものとする。

③本契約に基づき丙が立替払を行う金額及び乙と丙の間の保証委託契約（以下「**本保証委託契約**」）に基づき丙が保証する金額の総額は、本契約及び本保証委託契約締結時家賃の24ヶ月分に相当する金額と上限とする。

第2条（保証委託契約の準用）

①本保証委託契約第3条から第10条、第3条③、第4条、第5条から⑥まで並びに第6条から第7条までの規定は、本契約について準用する。

②前項の場合において、次の各号における本保証委託契約の条項中の用語については、当該各号に定める用語に読み替えるものとする。

■第3条①に「賃借人」とし、本契約の締結に際し」とあるのは「本契約の締結に際し」と読み替へ

■第3条②に「丙の借主」とあるのは「丙は、立替払を行わない」と読み替へる

■第3条③に「保証しない」とあるのは「立替払を行わない」と読み替へる

■第3条④に「本条」とあるのは「前条①」と読み替へる

■第5条②に「本条」とあり及び③から⑥に「保証期間」とあるのは「立替払債務」と読み替へる

■第10条に「保証しない」とあるのは「立替払は終了する」と読み替へる

■第11条①に「第2条②の保証委託料を支払うものとする」とあるのは「本保証委託契約第2条②に記載の立替払委託料を支払うものとする」と読み替へる

■第13条①に「取代收代及び保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替へる

Pr-A (SPF) 1807.03

原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権を乙が丙に譲渡することを承諾し、丙から請求がある場合、甲が保証する敷金・保証金から乙が甲に対する

保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報（変更後の情報を含む）
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声を磁氣的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦賃借人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため
- ⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供

第4条（個人情報の第三者への提供）

1.当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2.申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
- ①第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること
 - ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第6条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等）

1.申込者等は、当社が申込者等との保証委託契約締結可否の判断及び保証委託契約の履行・求償権の行使のために、当社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関（以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という）に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

●加盟家賃債務保証情報取扱機関

名称：一般社団法人全国賃貸保証業協会（略称LICC）
住所：〒105-0004 東京都港区新橋1丁目7番10号 汐留スペリアビル4階
電話番号：0570-086-110
ホームページアドレス：http://jpg.or.jp/

2.申込者等は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者等との保証委託契約の締結可否の判断及び保証委託契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

	登録情報	登録期間
1	氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの情報が登録されている期間
2	賃貸物件の名称、所在地等賃貸物件を特定するための情報	
3	保証委託契約の申込をした事実	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
4	当社の賃借人に対する支払い状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	保証委託契約期間中及び保証委託契約終了後債務が消滅してから5年間

3.申込者等は、賃借人が申込者等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合に、これに係る情報を、賃借人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

4.原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録されている個人情報に係る開示・訂正等・利用停止等の請求を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第7条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第8条（個人情報の開示、訂正等及び利用停止等）

1.当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。

2.開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくか、第18条記載の問合せ窓口までご連絡ください。

第9条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第10条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第11条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等が保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、保証委託契約の締結をお断りすることがあります。

第12条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第13条（個人情報の管理）

1.当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

2.当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第14条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第15条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第16条（本条項の改定）

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

第17条（個人情報管理責任者）

株式会社オリコフォレントインシュア 経営企画室室長

第18条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談窓口

電話番号：0570-030-733

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）10：00～19：00

※通話内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人信用情報機関への登録・利用）

- 1.申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）（当社が加盟する個人信用情報機関を、以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
- 2.申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①立替払委託契約に係る申込をした事実		当社が加盟信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②立替払委託契約に係る客観的な取引事実		契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実		契約期間中及び契約終了後5年間

3.加盟信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問合せ先：0120-810-414

ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

4.提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

●株式会社日本信用情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

お問合せ先：0570-055-955

ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp/

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

5.当社が加盟信用情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実等支払状況に関する情報等

第2条（保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用）

- 1.保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
- 2.前項の場合において、第1条②③、第3条①②③、第6条1.2.並びに第9条から第11条まで中「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。



信用を積み立てよう

LICC加盟会社は家賃支払情報データベースを審査の参考にしています

同意署名にご協力をお願いします

データベースへの登録・照会に関する同意がないことを理由に保証審査を拒否することはありませんが、信用が蓄積されることで、職業・収入等にかかわらず保証を受けやすくなっていきます。

LICCに登録されたお客様の情報は開示を受けることができます。
お問い合わせは下記までお願いいたします。
(来所または郵送。申込書・手数料・本人確認書類が必要)

一般社団法人全国賃貸保証業協会(LICC)は、家賃支払情報データベースの運営等を通じ、賃貸住宅への入居手続きの円滑化・合理化並びに家賃債務保証業の健全な発展と普及に寄与することを目的とする一般社団法人です。データベースの運用にあたっては関係法令を厳格に遵守し、加盟会社への訪問監査・モニタリング調査・講習会等により、情報の安全管理徹底と精度向上に努めています。



一般社団法人
全国賃貸保証業協会

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スぺリアビル4階
お問い合わせ TEL.0570-086-110 10:00~17:00(土日祝祭日・年末年始を除く)
ホームページ <http://jpg.or.jp>

当社はLICCの加盟会社です

 **Orico**
株式会社オリコフォレントインテュア

申込用FAX:0570-009-977 お問い合わせ電話番号 0570-030-123

申込内容を確認させていただくために(株)オリコフォレントインシュアから申込者様、勤務先、連帯保証人様にご連絡させていただく場合がございます。

貸借申込内容	契約種別	普通借家	定期借家はこちらにチェックして下さい <input type="checkbox"/>	入居予定	20__年__月__日ごろ	前家賃(予定)	月分まで受領予定	
	物件所在地	フリガナ 〒 _____ 都道府県 _____				□上旬 □中旬 □下旬	家賃 ①	円
	物件名	フリガナ _____	号室 _____	間取り・㎡数 () R・K・DK・LDK ㎡数 () ㎡		管理費 共益費 ②	円	
	敷金(保証金)	円 _____	退去償却(解約引き)	円 _____	礼金	円 _____	駐車料金 ③	円
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	その他費用 ④	円
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	月額請求額合計 ①+②+③+④	円/月

申込者・借借人	現住所	フリガナ 〒 _____ 都道府県 _____						※建物名までご記入ください。		
	会社名	フリガナ _____	電	代表	-		-			
	代表者氏名	フリガナ _____	話	担当部署	-		-			
	事業内容	1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他 ()							担当部署	担当者名
	入居理由	1.社宅 2.転勤 3.事業拡大のため 4.立地・環境 5.手狭 6.賃料 7.その他 ()								
	設立日	(西暦) 年 月	上場・非上場	資本金	年 商	従業員数	名			

入居予定者 1.代表者 2.代表者及び家族 3.社員 4.社員及び家族 5.その他 ()

連帯保証人	現住所	フリガナ 〒 _____ 都道府県 _____						※建物名までご記入ください。		
	氏名	フリガナ _____	続柄(関係)	電	固定	-		-		
	性別	男・女	生年月日(西暦)	年 月 日 () 歳	話	携帯	-		-	
	お勤め先	名称	フリガナ _____	運輸免許証番号	年収(税込) 万円		月収(税込)	万円		
		住所	フリガナ _____	部署・役職	勤続年数		年	ヶ月		
			フリガナ _____	勤務先電話	-		-			

月額賃料等は振込を希望する ※振込をご希望でない場合は、口座振替でのお支払となります。また振込手数料はお客様のご負担となります。 はい いいえ

備考欄

商品コード : 001-042-57

仲介会社 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。 店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。	管理会社 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。 株式会社 木下の賃貸 【本社 多摩エリア 神奈川エリア 千葉エリア 埼玉エリア 名古屋支店 大阪支店】
ご担当者印 又はサイン 	ご担当者印 又はサイン 

■ 個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（貸借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報（変更後の情報を含む）
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声又は磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦貸借人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため
- ⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供

第4条（個人情報の第三者への提供）

1.当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2.申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

- ①第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、貸借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しるべき第三者に対し提供すること
- ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第6条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、貸借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示、訂正等及び利用停止等）

1.当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。

2.開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくか、第17条記載の問合せ窓口までご連絡ください。

第8条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等が保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、保証委託契約の締結をお断りすることがあります。

第11条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、

提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条（個人情報の管理）

- 1.当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- 2.当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第15条（本条項の改定）

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

第16条（個人情報管理責任者）

株式会社オリコフォレントインシュア 経営企画室室長

第17条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談窓口

電話番号：0570-030-733

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）10：00～19：00

※通話内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（貸借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報機関への登録・利用）

- 1.申込者等は、当社が加盟する個人情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）（当社が加盟する個人情報機関を、以下「加盟個人情報機関」という）及び加盟個人情報機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」という）に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
- 2.申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟個人情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①立替払委託契約に係る申込をした事実		当社が加盟個人情報機関に照会した日から6ヶ月間
②立替払委託契約に係る客観的な取引事実		契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実		契約期間中及び契約終了後5年間

3.加盟個人情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先：0120-810-414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

4.提携個人情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/

●株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問合せ先：0570-055-955

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

5.当社が加盟個人情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実等支払状況に関する情報等

第2条（保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用）

- 1.保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
- 2.前項の場合において、第1条②③、第3条①②③、並びに第8条から第10条まで中「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。

■ お申込にあたって

- 申込者は「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意のうえ、保証委託及び立替払委託契約を申込するものとします。

ご記入日(西暦)

20

年

月

日

申込者署名欄

(ご本人直筆で署名ください)

※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。

家賃等債務決済保証サービスに関するご説明

(家賃債務保証業者登録規定 第17条及び第18条の規定による説明)

株式会社オリコフォレントインシュアの家賃等債務決済保証サービスをご利用にあたり、以下の内容をよくお読みになり、同意のうえ、ご契約をお願いします。

1. 保証会社の申込について

家賃債務保証を行う保証会社は、次の通りです。保証会社は、賃借人様がお支払いを遅延した場合、賃借人様に代わってお支払を行います。保証会社がお支払したときには、後日賃借人様に対してご請求させていただきます。

保証会社：株式会社オリコフォレントインシュア

住 所：東京都港区芝浦 4-9-25

問合せ先：0570-030-123

登録番号：国土交通大臣(1)第1号(登録日：2017年12月21日)

2. 保証範囲及び内容について

- ①月額賃料など(保証委託契約書表面記載の月額合計金額)
- ②変動費
- ③更新費用
- ④付帯費用
- ⑤原状回復費用
- ⑥賃貸借契約解除後から明渡までの間の賃料相当損害金
- ⑦明渡訴訟その他法的手続きに係る費用
- ⑧早期解約違約金
- ⑨保証上限額は月額賃料(共益費、管理費等は含まない)の48ヶ月が最大になります。

※弊社家賃保証サービスをご利用頂いている不動産管理会社様によっては、含まれない項目がございます。予めご了承下さい。

3. 保証委託料について

詳しくはご契約いただくご契約書をご確認ください。なお保証委託料は、その支払後、中途において解約になった場合にも返金はありません。

4. 保証期間について

保証期間は、保証委託契約締結日から賃貸物件の明渡までとなります。

5. 求償権および求償する金額について

保証会社が賃借人様に代わってお支払した場合、保証会社から賃借人様に対して求償権が発生します。この求償権に基づいて、保証会社が賃借人様に対してご請求を行います。賃借人様に対してご請求する金額は、上記(2)の範囲で保証会社がお支払した額及び遅延損害金(年14.6%)となります。

入居者様データ入力票

※契約者様とご入居者様が異なる場合や、同居される方がいる場合、こちらもご記入下さい。

契約者名	様
物件名/号室	号室

※入居者は70歳以下（単身の場合は高卒以上（進路先内定済み必須））となります。

フリガナ		生年月日	西暦	年	性別	男・女
入居者様			月	日（才）		
住所					続柄	
電話番号		携帯番号		メールアドレス		
現住居	自己所有・家族所有・社宅/官舎・借家・賃貸・公営/公団・アパート・寮					
世帯状況	独身（家族別居）・独身（家族同居）・既婚（子供なし）・既婚（子供人）					
勤務先		勤務先電話番号		勤続年数		年
勤務先住所					税込年収	万円

※その他ご入居者様がいらっしゃる場合は、こちらへご記入をお願いいたします。

フリガナ		生年月日	西暦	年		
入居者名			月	日（才）		
携帯番号		続柄		性別		男・女
勤務先 学校名		勤務先/学校 住所				

フリガナ		生年月日	西暦	年		
入居者名			月	日（才）		
携帯番号		続柄		性別		男・女
勤務先 学校名		勤務先/学校 住所				

当社の個人情報取扱いについて

(保護、安全管理措置について)

2020年3月23日 改定
株式会社 木下の賃貸

株式会社木下の賃貸（以下、当社）は、個人情報保護法等の法令を遵守し、個人情報の保護、運用、適切な管理を実施いたします。また、当社が利用目的の範囲内で業務委託先に個人データを提供する場合もありますが、業務委託先とは秘密保持及び個人情報に関する契約を締結し、下記目的外の利用を禁止し、安全管理措置を講じさせる等の対応を行い、委託先の監督を実施いたします。

記

- 1) 取得する個人情報の利用目的
当社は、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、年齢、性別、職業、銀行口座番号等の個人情報を取得する場合があります。
当社は、個人情報を本人から書面等により直接取得する場合（それらの書面等に予め利用目的を明示しておきます）、又はそれ以外の方法で適法に取得する場合、以下の目的に利用いたします。
 - ① お問い合わせ内容の対応
 - ② 当社の商品やサービスのご案内を送付するため
 - ③ 当社の商品やサービスに対するご意見をお伺いするため
 - ④ 当社の商品の需要調査のため
 - ⑤ 当社の商品開発のため
 - ⑥ 当社キャンペーンのご案内を送付するため
 - ⑦ 当社の商品、サービスに関する情報誌を送付又はメールアドレスを送信するため
 - ⑧ 第三者に提供するため
 - ⑨ 受託業務を当社の業務委託先に再委託するため

2) 第三者提供

当社は、以下の①から⑤に記載する場合を除き、個人データ（「個人データベース等」を構成する個人情報）をあらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。また、個人データに該当しない個人情報についても、できる限り個人データに準じて取り扱います。

- ① 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤ 個人情報保護法に基づきアウトを行っている場合

3) オプトアウト

当社は、以下の個人データを第三者に提供する場合があります。

- ① 個人データの項目
第三者に提供する個人データの項目は以下のとおりです。
 - 住所、氏名、電話番号
- ② 第三者への提供の手段又は方法
当社は、上記個人データを電子媒体に複製の上、直接第三者に交付する方法及び書面の郵送、電話、FAX、メール等の方法により提供いたします。
- ③ 第三者への提供の停止
当社は、本人の方の求めがあった場合は、速やかに第三者への提供を停止いたします。
 - 当社の協力業者（下請け業者）に個人情報を提供させて頂く事があります。
 - 当社が、当社のグループ企業と一体となってお客様への商品、サービスの提供を行う場合に、株式会社木下不動産、株式会社木下グループ、株式会社木下工務店、株式会社木下工務店、株式会社木下不動産、株式会社木下工務店リフォーム、株式会社木下の介護、株式会社キノシタコミュニケーションに個人情報を提供させて頂く事があります。
 - 所有者が変更した時には新たな所有者に個人情報を提供させて頂く事があります。

4) 共同利用

当社は、①に記載する個人データをお客様の承諾の上、グループ会社並びに業務委託先との間で共同利用させていただきます。

- ① 個人データの項目
共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。
 - 住所、氏名、電話番号

② 共同して利用する者と利用目的 ＜共同利用する者＞

- (グループ会社)
- 株式会社木下グループ各種マネージメント業、各種代行及び保証業務等
 - 不動産の賃貸における賃料等の集金代行及び保証業務等
 - 株式会社木下工務店注文住宅事業、分譲住宅事業、土地活用アパート建築請負事業
 - 株式会社木下工務店リフォーム事業
 - 株式会社木下不動産都市型マンション企画分譲事業、不動産仲介事業等
 - 株式会社木下の介護施設運営事業、建物の維持・保守修繕・点検業務等
 - 株式会社キノシタコミュニケーション管理組合運営事業、学童保育の運営
 - 株式会社木下の保育認可・認証・小規模保育園、学童保育の運営
 - 株式会社木下の台所給食事業・仕出し料理・弁当の製造及び販売等

(業務委託先)

弊社が受託業務の一部を再委託する外注業者上記業者に弊社がお客様より受けた業務の一部を、弊社が業務委託する、外注業者に、業務委託上必要最小限となる「住所・氏名・電話番号」の情報を使用することがあります。

＜共同利用する目的＞

上記グループ会社及び業務委託先の事業及びそれに付随する事業における商品サービスに関する情報のお知らせ、商品の発送、関連するアフターサービス、新商品、新サービスのお知らせ、アンケート調査のために利用いたします。

③ 個人データの管理責任者

管理責任者は、尾崎 浩司 です。
住所 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー9階
電話番号 03-5908-2244 (代表)

5) 保有個人データ

- ① 氏名、住所、電話番号、ファックス番号
- 1) 取得する個人情報の利用目的の①②③⑥⑦⑧⑨
- ② メールアドレス
- 1) 取得する個人情報の利用目的の①②⑦
- ③ 年齢、性別、職業
- 1) 取得する個人情報の利用目的の①③④⑤⑥

6) 問い合わせ・苦情窓口

- 1) 個人情報に関する問い合わせ、苦情等は、お問合わせ窓口
TEL 03-5908-2244・FAX 03-5908-2243 (平日9:30~18:30)にてお受けいたします。

以上

本日、個人情報保護法に規定する、個人情報取り扱い事業者の「あらかじめ明示する義務」に関して、本書面「当社の個人情報取り扱いについて（保護、安全管理措置について）」により説明を受けました。

申込者住所

申込者氏名

印

年 月 日

先行及び原状回復前賃貸借契約(申込)に関する確認書

物件名： _____ 号室

契約締結(申込)日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記日付にて締結(申込)した本物件の建物賃貸借契約について、下記のことを予め確認し、了承しました。

記

- ① 本物件は現賃借人が入居中若しくは原状回復工事中であり、現賃借人の引越の都合又は原状回復工事の進捗状況によって、契約開始日及び入居可能日が遅れる場合があります。
- ② 賃借人は①の事情により、引越が困難になった場合には、告知日より2日以内に申込及び本契約を取消しすることができます。
※契約継続時、契約締結済の場合は別途覚書にて契約期間を訂正します。
その場合、過払い賃料は日割計算し、翌月以降の賃料へ充当します。
※契約を取消した場合、契約金一式は1週間以内に振込返金になります。
- ③ ①及び②の場合、賃借人は貸主及び貸主代理に対して、責任追及及び損害金の請求はできません。
- ④ 契約時の図面と、入居時の現況に相違があった場合には、現況優先を了承し、一切の変更を要求することはできません。

以上

年 月 日

株式会社木下の賃貸 御中

賃借人 住所： _____

氏名： _____ 印

【新築物件】先行賃貸借契約(申込)に関する確認書

物件名： _____ 号室

契約締結(申込)日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記日付にて締結(申込)した本物件の建物賃貸借契約について、下記のことを予め確認し、了承しました。

記

- ① 本物件は現在建築中であり、工事の進捗状況によって契約開始日及び入居可能日が遅れる場合があります。
- ② 賃借人は①の事情により、引越が困難になった場合には、告知日より2日以内に申込及び本契約を取消しすることができます。
※契約継続時、契約締結済の場合は別途覚書にて契約期間を訂正します。
その場合、過払い賃料は日割計算し、翌月以降の賃料へ充当します。
※契約を取消した場合、契約金一式は1週間以内に振込返金になります。
- ③ ①及び②の場合、賃借人は貸主及び貸主代理に対して、責任追及及び損害金の請求はできません。
- ④ 契約時の図面と、入居時の現況に相違があった場合には、現況優先を了承し、一切の変更を要求することはできません。

以上

_____ 年 _____ 月 _____ 日

株式会社木下の賃貸 御中

賃借人 住所： _____

氏名： _____ 印

